

究者全員の意見において検討されるようにした。

### 5 研究実施の時期

各出張所の指導により、各教科書センター毎に定めたが、昭和三十二年使用教科書の採択が終ったからはじめ、十月末日までに終るよう統一をたつた。

### 6 研究結果の処理

研究の結果は印刷に付し、文部省へ三部、県教委に二部提出し、各教科書センター相互間においても互に交換するよう措置した。

なお、この研究物の取扱いについては、教育委員会職員、学校教職員および採択関係者以外の者には秘扱い（「部外秘」とするよう措置した。

## 三、昭和三十二年使用教科書の採択

### 1 教科書展示会

展示会は、七月十一日（水）より七月十七日（火）までの七日間、県下十五会場で開催された。

展示場は、原則として教科書センターをあてることとしたが、多くの教科書センターは開館の運びに至っていないので、センター所在地の適当な場所を会場にあてた。

### 2 採択の方針

小、中学校用教科書の採択について

は「教科書採択に関する協議会」（県教委側委員六名、地教委側委員六名）を設け、採択方針を決定した。

採択方針はつぎのとおりであった。

(1) 各郡市地教委連絡協議会は、教科書選定協議会を設け、地域の実情に即した教科書を各教科について一種類ないし数種類を選定してこれを推せんする。

(2) 右により選定推せんされた教科書は、各郡市地教委連絡協議会の名において、展示会終了後に各学校に通知する。

(3) 各学校長は、推せん教科書並びに後記教科書選定基準（省略）を参考として、最適のものを選り市町村教育委員会に採択の申請をする。

申請は需要票の提出をもってこれにかえる。

(4) 市町村教育委員会は、各学校長の申請に基き採択を決定する。

### 3 教科書選定協議会の運営

採択方針に基いて設置された各教科書選定協議会の運営はつぎのようになされた。

#### (1) 協議会の設置及び組織

a 協議会の設置者は各郡市地教委連絡協議会とする。

b 協議会は郡市地教委連絡協議会及び郡市小、中学校長の代表よりなる数名の委員をもって組織する。

c 協議会のもとに各教科ごとに専門委員会を設ける。

d 各専門委員会は、学校長、教諭、その他学識経験者等よりなる数名の専門委員をもって組織する。また、各専門委員会に委員長をおき、学校長をもってこれにあてる。

e 専門委員は、各教科の専門的な識見にすぐれているとともに特に公正な人物をもってあてるよう留意する。

#### (2) 教科書の選定

a 協議会はつぎの事項に留意し、選定にあたる。

イ 教科書の選定にあたっては、できる限り、各学校の教職員の希望が反映するようにつとめ、また必要に応じて、県教委の指導助言をもとめること。

ロ 福島県地教委連絡協議会で公表した昭和三十一年度使用推せん教科書を参考にする。

ハ 昭和三十二年度用の新版および改訂版について特に比較研究すること。

b 協議会は、各専門委員会の答申に基き、各教科について、一種類ないし数種類の教科書を選定すること。

c 協議会は、選定した教科書について、発行者の番号、略称、教科書の記号、番号、書名、作者名を記載して、郡市地教委連絡協議会に報告する。

(3) 協議会の秘密の保持協議会の委員または協議会の委員であった者は、正当な理由がなく、協議会の審議の経過ま

たは、委員の意見等を漏らさないよう留意する。

### ○今年度の反省と今後の問題点

#### 1 教科書研究施設について

(1) 東白川出張所管内にも県費により一か所の研究施設を新設する必要がある。

(2) 運営費についても県費により計上し、運営の充実をはかる必要がある。

(3) 施設の管理の適正化と活動の活性化については、一段とくふうを要する。

#### 2 教科書研究について

今年度は、国庫補助により、各教科書センターごとに小、中各一教科ずつ共同研究を行ったが、今後も順次他教科におよぼし、同一センターにおいて、小、中全教科の研究をとげ得るよう、年次計画をたてるのが望ましい。

#### 3 教科書採択について

(1) 現行法のもとでは、毎年定まった時期に展示会を実施しなければならぬが、教科書研究施設を中心に教科書の研究が進められるべくくふうしていく必要がある。

(2) 採択にあたって、各郡市地教委連絡協議会ごとに、教科書選定協議会を設けたのは効果的であった。今後この方式をよりよく運営するための研究を進める必要がある。